

# 品質管理委員会 活動の概要

平成25年度

平成25年4月1日－平成26年3月31日

Quality Control Committee Annual Report

---

日本公認会計士協会品質管理レビューのあり方見直しプロジェクトチームが平成25年5月23日付けにて公表した「品質管理レビュー制度のあり方見直しについての提言」では、品質管理レビュー制度及び上場会社監査事務所登録制度の周知のため、品質管理レビューに係る年次報告書等の記載内容を拡充し、広く社会に対して分かり易い広報手段としても活用することが提言されており、当年度から『品質管理委員会年次報告書』の構成の変更及び記載内容の拡充を行っている。

『品質管理委員会年次報告書』は、「報告の要旨」「本文」及び「資料編」から構成され、「資料編」では、基本的な制度説明及び本文に関する詳細情報を掲載するとともに、「資料5」において、文中に使用されている品質管理レビュー制度及び上場会社監査事務所部会等に関連する用語について説明されている。

『品質管理委員会活動の概要』では、このうち、要旨のみを記述しているため、詳細情報については、日本公認会計士協会のウェブサイトに掲載されている『品質管理委員会年次報告書』を参照していただきたい。



## 品質管理レビュー制度及び上場会社監査事務所登録制度

日本公認会計士協会(以下「当協会」という。)では、監査業務の公共性に鑑み、監査業務の適切な質的水準の維持、向上を図り、監査に対する社会的信頼を維持、確保することを目的として、監査法人又は公認会計士(以下「監査事務所」という。)が行う監査の品質管理の状況をレビューする制度(品質管理レビュー制度)を公認会計士法(以下「法」という。)の下で自主規制として運用している。また、監査事務所のうち上場会社と監査契約を締結している監査事務所の監査の品質管理の状況の一層の充実強化を図るため、当協会の品質管理委員会内に上場会社監査事務所部会を設置し、上場会社監査事務所名簿、準登録事務所名簿及び上場会社監査事務所名簿等抹消リストを備え、広く一般に公開している。これらの名簿への登録の可否や監査事務所への措置は、品質管理レビュー制度に組み込んだ制度(上場会社監査事務所登録制度)として運用している。

品質管理委員会は、公認会計士法上の大会社等及び一定規模以上の信用金庫等を監査している監査事務所に対し、定期的に「通常の品質管理レビュー」を実施し、その結果、改善勧告事項があった監査事務所に対し、次年度に「フォローアップ・レビュー」を実施している。さらに、フォローアップ・レビューにおいて「改善の不十分な事項あり」となった監査事務所に対し、その翌年度に「再フォローアップ・レビュー」を実施している。

両制度の概要については、3頁以降を参照されたい。

## 品質管理レビューの実施状況及び実施結果

当年度においてレビュー対象となった監査事務所は、通常の品質管理レビュー93事務所、フォローアップ・レビュー72事務所及び再フォローアップ・レビュー1事務所である。通常の品質管理レビューを実施した結果、「限定事項のない結論」85事務所、「限定事項付き結論」8事務所であり、前年度に引き続き「否定的結論」及び「結論の不表明」はなかった。限定事項の要因としては、「リスク・アプローチに基づく監査の実施」及び「会計上の見積りの監査」に関する事項が複数見受けられた。フォローアップ・レビューを実施した結果、「改善の不十分な事項あり」となった監査事務所は12事務所であった。再フォローアップ・レビューでは、改善の不十分な事項は認められなかった。なお、当年度に「会長への報告」を行った監査事務所は1事務所であった。

通常の品質管理レビューは、原則として3年に一度実施するため、過去においてはレビューの結論も3年周期の傾向が見受けられ、平成16年度から平成18年度まではレビューを実施した監査事務所全体の40%前後に「限定事項付き結論」が付されていたが、平成22年度からは全体の10%前後で推移している。様々な要因により監査事務所において監査の品質管理を重視する風土が定着してきたため「限定事項付き結論」が減少してきたと考えられるが、一方で、監査の品質管理が十分でない監査事務所が認められ、監査事務所の二極化の傾向が現れてきている。なお、初めて品質管理レビューを受けた監査事務所において「限定事項付き結論」になる割合が高い傾向を示している。

## 品質管理レビューにおける当年度の動向

当年度から新起草方針に基づく監査基準委員会報告書等(以下「クラリティ版報告書」という。)に基づく品質管理レビューを開始しており、「監査における不正リスク対応基準」への対応に関する質問等も行っている。また、品質管理レビューの実効性の向上の観点から、レビューにおいて発見された事項の重要度の高低に基づき、発見事項のうち改善勧告事項とするほどの重要な準拠違反が発生している懸念がないものを「注意喚起事項」とする新たな運用を始めている。当年度に注意喚起事項の通知を行った監査事務所は60事務所であった。さらに、当年度から報酬依存度のセーフガードの適用による品質管理レビューも開始している。

当年度は、発見事項のうち注意喚起事項とするものがあつたことの影響を考慮しても前年度と比較して改善勧告事項数は減少した。過去5年間と同様に、当年度の改善勧告事項でも、監査事務所における品質管理としては「審査」に関する事項が多く、監査業務における品質管理としては「リスク・アプローチに基づく監査の実施」及び「会計上の見積りの監査」に関する事項が多かつた。

当年度の品質管理レビューの重点的実施項目とした3項目について、レビューを実施した結果、①監査事務所としての不正リスク対応基準への対応状況では2事務所に、②個別業務におけるクラリティ版報告書への対応状況では9事務所に、③報酬依存度のセーフガードの適用状況では2事務所に、改善勧告事項又は注意喚起事項が認められた。

### 上場会社監査事務所名簿への登録状況及び措置が講じられた監査事務所

当年度の上場会社監査事務所名簿への登録状況は、本登録事務所及び本登録審査中の事務所の増加が13事務所、上場会社との監査契約を解消した等の理由による減少が16事務所であり、登録事務所数は169事務所であつた。なお、当年度の品質管理レビューの結果に基づき「措置」が講じられた監査事務所は、一号措置(注意)が10事務所、二号措置(継続的専門研修の履修指示)が10事務所であつた。

### 今後の課題への対応

「品質管理レビュー制度のあり方見直しについての提言」を受け、品質管理レビュー制度等検討プロジェクトチームによる「品質管理レビュー制度・上場会社監査事務所登録制度一部改正要綱」が平成26年2月13日付けで公表され、主に、①品質管理レビューの性格を「指導的性格」から「指導及び監督」への変更、②品質管理レビューの結果に基づく措置制度の新設、③品質管理レビューの対象の拡大等に係る会則・規則等の改定がなされることとなつた。また、新たに組成された上場会社監査事務所名簿等への登録の見直しプロジェクトチームにおいて「上場会社の監査を行うことについて一定の制約を設けること」等について早急に検討することも予定されている。

今後の課題への対応として、これらの「提言」等を確実に実行し、会員に対して会則・規則等の周知徹底を図り円滑な制度移行を行うとともに、公認会計士監査の利用者である資本市場関係者等に当協会の自主規制制度の周知活動を積極的に行い、監査に対する社会的信頼が高まるように努めることが必要である。

最後に、①平成26年度において、関係する諸団体との意見交換等を通じて上場会社監査事務所登録制度の適切な運営を行うことや、②監査業務の品質管理に関する諸外国の制度の調査・研究を行い、品質管理レビュー制度及び上場会社監査事務所登録制度について継続的に見直しを実施することも必要であると考えている。

## 品質管理レビュー制度について

品質管理レビューは、品質管理委員会を中心に、以下のとおり運営されている。

品質管理委員会は、委員長1名(当協会副会長)及び委員10名(公認会計士である当協会の会員7名及び会員外の有識者3名)で組織され、主として品質管理レビュー報告書・改善勧告書等の審議・決定を行っている。その下部組織として品質管理特定事案検討部会、品質管理審査部会及びレビューチームを設置しており、会員委員のうち5名は品質管理審査部会の部会長を兼任している。

レビューチームは、レビューアー27名(会員27名)により組織され、監査事務所の監査の品質管理状況について品質管理レビューを行い、その結果に基づき品質管理レビュー報告書案及び改善勧告書案等を作成し、品質管理審査部会及び品質管理委員会に起案する。

品質管理審査部会は、五つの審査部会で構成され、審査部会長1名(会員)及び品質管理審査員4名(会員4名)で組織されている。各審査部会は、品質管理レビューの結果等及び上場会社監査事務所の登録に関する事項の審査を行い、その審査結果を品質管理委員会に報告(承認申請)する。審査結果が上場会社監査事務所名簿又は準登録事務所名簿への登録を認めない決定、三号措置又は四号措置の決定等となる場合、部会長1名を含む構成員4名(いずれも会員)で組織する品質管理特定事案検討部会において検討し、検討結果を品質管理審査部会の審査結果と併せて、品質管理委員会に報告する。

品質管理委員会は、品質管理審査部会において審査された品質管理レビュー報告書及び改善勧告書を審議・決定し、それらを監査事務所に対して交付する。

改善勧告書を受領した監査事務所は、改善勧告事項に対する改善措置とその実施予定時期を記載した改善計画書を品質管理委員会へ提出し、改善措置を実施する。

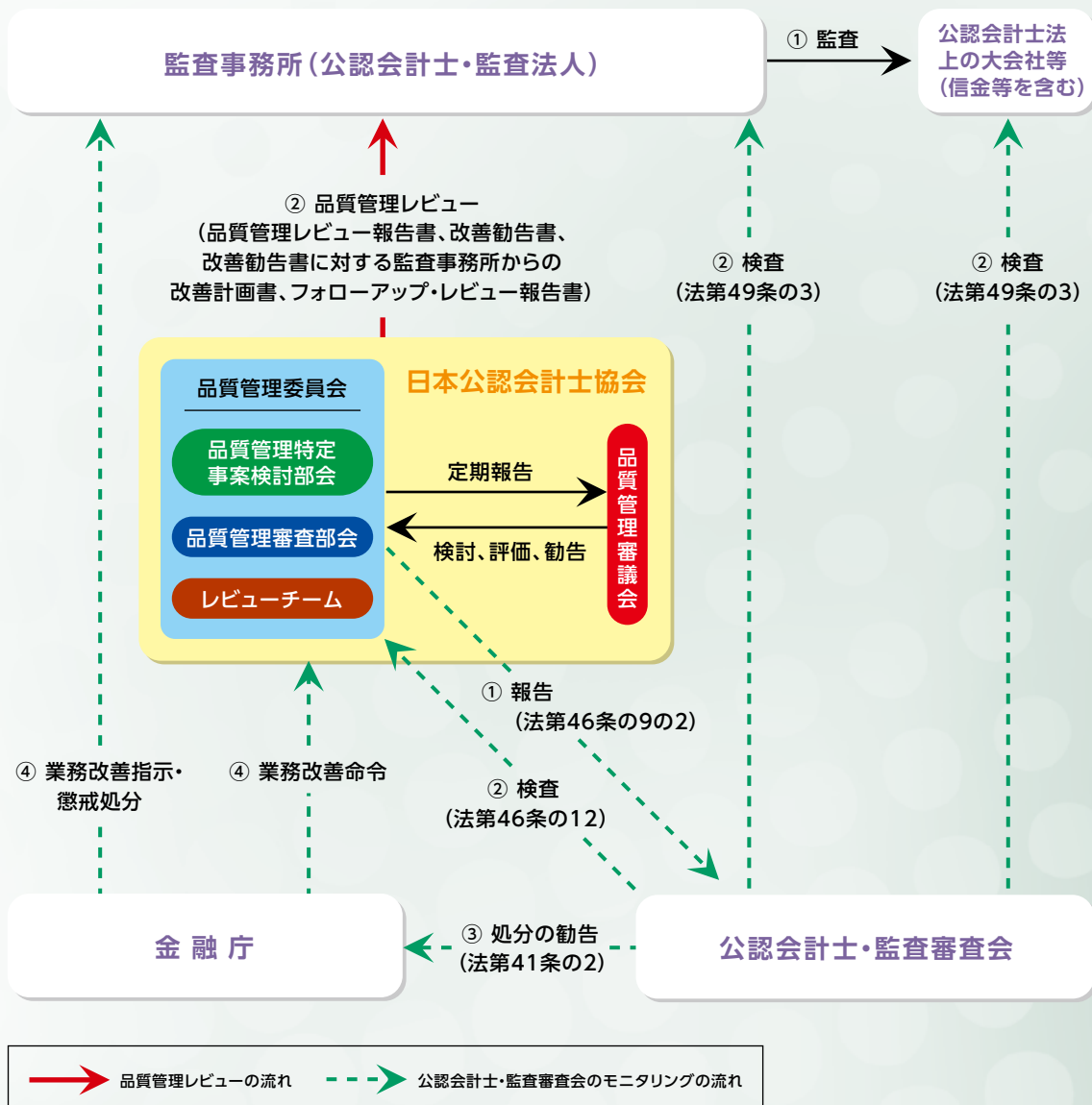
レビューチームは、改善勧告書を交付した監査事務所に対してフォローアップ・レビューを実施して改善措置の実施状況を確認し、それによって、品質管理委員会は、改善措置が確実に実施されるよう努めている。

また、品質管理委員会は、これらの品質管理レビュー活動の状況を会員2名及び会員外の有識者5名で組織された品質管理審議会に定期的に報告している。報告を受けた品質管理審議会は、当協会の品質管理レビュー活動が適切に行われているかどうかを検討・評価し、その結果、必要な勧告を行い、当協会の品質管理レビュー活動の向上に寄与している。

さらに、当協会は、平成16年度から法第46条の9の2に基づき、金融庁の公認会計士・監査審査会に対して、品質管理レビューの状況報告を行っており、また、モニタリングを受けている。

以上の品質管理レビュー制度と公認会計士・監査審査会によるモニタリングとの関係は、次頁の【図】に示すとおりである。

【図】 品質管理レビュー制度と公認会計士・監査審査会によるモニタリング



(注) 公認会計士・監査審査会のモニタリングの流れ

- ① 報告(法第46条の9の2)  
当協会は、定期的又は必要に応じて、レビューの結果を公認会計士・監査審査会に対して報告する。
- ② 検査(法第46条の12、第49条の3)  
公認会計士・監査審査会は、当協会、監査事務所又は被監査会社に対して検査を行うことができる。
- ③ 処分の勧告(法第41条の2)  
公認会計士・監査審査会は、行政処分その他の措置について金融庁に勧告することができる。
- ④ 業務改善指示(法第46条の12の2)  
金融庁は、当協会に対して業務改善を命令し、監査事務所に対して業務改善指示・懲戒処分を行うことができる。

## 上場会社監査事務所登録制度について

当協会は、社会的影響のある上場会社を監査する監査事務所の品質管理体制を強化し、資本市場における財務諸表監査の信頼性を確保するため、平成19年4月から上場会社監査事務所登録制度を導入し、品質管理委員会の下に上場会社監査事務所部会を設置している。

上場会社監査事務所部会では、品質管理審査部会の審査結果の報告(承認申請)に基づいて、上場会社監査事務所部会の名簿への登録の可否案及び同部会の登録事務所に対する措置案を審議し、その結果を会長に報告する。当該報告を受けた会長は、監査事務所に対し、登録の可否及び措置の結果の通知を行うとともに、当該通知を行った旨を品質管理委員会に報告する。報告を受けた品質管理委員会は、上場会社監査事務所部会の名簿にその結果を反映する。

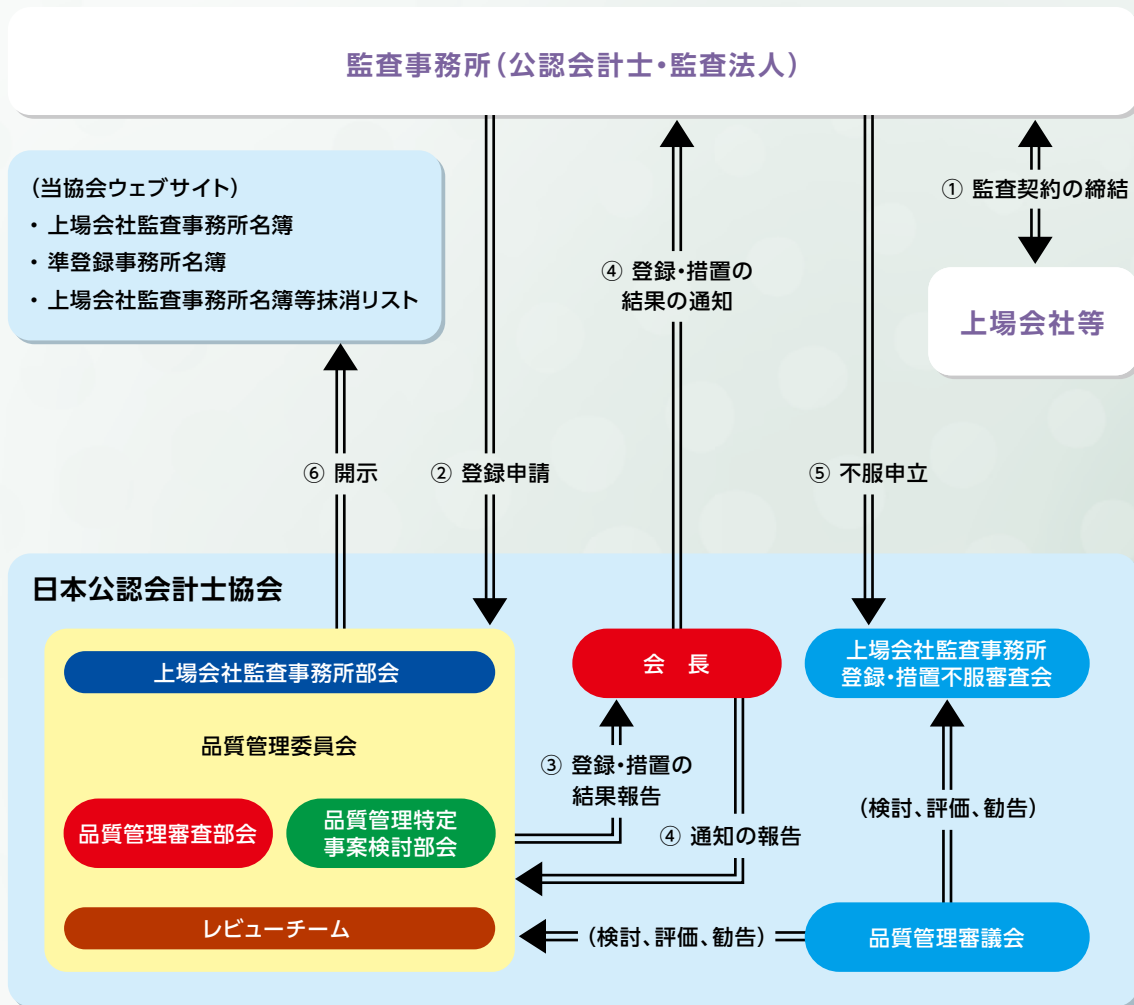
なお、品質管理審査部会が上場会社監査事務所名簿又は準登録事務所名簿への登録を認めない決定、三号措置又は四号措置の決定等を報告した場合には、品質管理特定事案検討部会でこれを検討し、検討結果を品質管理委員会に報告する。また、監査事務所は品質管理委員会の当該決定に不同意の場合には、上場会社監査事務所登録・措置不服審査会に不服申立をすることができる。

同不服審査会は、会員3名及び会員外の有識者2名で組織されており、審査の結果、不服を認めるときは、品質管理委員会に再審査を要請し、品質管理委員会は再審査の結論を会長に報告する。審査の結果、同不服審査会が不服を認めないときは、当該不服申立を棄却する旨を会長に報告する。この報告を受けた会長は、監査事務所に対し、その旨を通知し、通知した旨を品質管理委員会に報告する。報告を受けた品質管理委員会は、報告の結果に基づき、上場会社監査事務所部会の名簿に反映する。

現在、各証券取引所の有価証券上場規程等では、新規の上場に際しての監査人は上場会社監査事務所名簿へ登録された監査事務所又は準登録事務所名簿に登録されている監査事務所の内、品質管理レビューを受けた監査事務所であればならず、既存の上場会社については上場会社監査事務所名簿又は準登録事務所名簿に登録されている監査事務所であればならない、とされている。

なお、上場会社監査事務所登録制度の流れを次頁の【図】に示している。

【図】 上場会社監査事務所登録制度



- (注) ①②登録申請(会則第128条、第128条の2)  
 例えば、新たに上場会社と監査契約を締結した場合、上場会社監査事務所名簿への登録の申請をしなければならない。
- ③登録・措置の結果報告(会則第134条第1項)  
 品質管理委員会は登録の可否、措置内容等を会長に報告する。
- ④登録・措置の結果の通知(会則第134条第2項)  
 会長は報告を受けた場合はその旨を事務所へ通知し、通知した旨を品質管理委員会に報告しなければならない。
- ⑤不服申立(会則第135条)  
 決定に不服があるときは上場会社監査事務所登録・措置不服審査会に不服申立をすることができる。
- ⑥開示(会則第127条第2項)  
 上場会社監査事務所部会に、名簿を備え開示する。



## 品質管理審議会

審議会長

**増田 宏一**

日本公認会計士協会 元会長

審議会長代理

**太田 順司**

公益社団法人日本監査役協会  
会長

外部委員

**土本 清幸**

株式会社 東京証券取引所  
取締役 常務執行役員

外部委員

**鳥羽 至英**

早稲田大学 商学部教授

外部委員

**山岸 良太**

日本弁護士連合会 前副会長

外部委員

**山本 謙三**

株式会社NTTデータ経営研究所  
取締役会長

委員

**椿 慎美**

日本公認会計士協会  
元常務理事

## 品質管理委員会

委員長

**関根 愛子**

日本公認会計士協会 副会長

外部委員

**唐津 恵一**

東京大学大学院法学政治学研究科  
ビジネスロー・比較法政研究センター教授

外部委員

**丸島 俊介**

弁護士

外部委員

**安井 良太**

株式会社 東京証券取引所  
上場部長

委員

**奥山 弘幸**

日本公認会計士協会 常務理事

委員

**中川 隆之**

日本公認会計士協会 常務理事

委員

**北方 宏樹**

日本公認会計士協会 常務理事

委員

**柴 毅**

日本公認会計士協会 常務理事

委員

**染葉 真史**

日本公認会計士協会 常務理事

委員

**北澄 和也**

日本公認会計士協会 理事

委員

**渡邊 芳樹**

日本公認会計士協会 理事

※外部委員とは、会員外の有識者をいう。

(平成26年7月9日現在)



# Engage in the Public Interest

社会に貢献する公認会計士